

メール送付のみ

事務連絡  
令和7年5月26日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
専務理事 松崎 宏 則

## 「第2回2024年問題対応状況調査」に係る協力依頼について

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記「2024年問題対応状況調査」につきまして、昨年11月から本年1月にかけて、各都道府県トラック協会にご協力いただき調査を実施いたしましたが、2024年4月から1年間における時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の遵守状況等について把握するため、第2回「2024年問題対応状況調査」を実施することといたしました。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、貴協会の会報誌・ホームページやメール、FAX等の各種ツールによりまして、会員事業者の回答にご協力いただきたく、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

### 1. アンケート回答方法

インターネットを用いたWeb調査

[全ト協ホームページのトップページ掲載のバナーあるいは下記QRコードから回答]

<QRコード>



### 2. 回答期限

令和7年6月30日（月）

以上

◇本件お問合わせ先

公益社団法人全日本トラック協会 企画部  
電話：03-3354-1037 FAX：03-3354-1019

## 第2回 2024年問題対応状況調査

— 実際にはWEB調査画面で回答 —



## I. 設問

1. 2024年度（2024年4月～2025年3月）における時間外労働の上限規制（年960時間）規制の遵守についてお聞かせください。

- ①全ドライバーが遵守できた
- ②大多数のドライバーが遵守できた
- ③遵守できるドライバーとできないドライバーが半々程度であった
- ④大多数のドライバーが遵守できなかった
- ⑤全ドライバーが遵守できなかった
- ⑥わからない

2. 2024年度（2024年4月～2025年3月）における改正改善基準告示の遵守状況についてお聞かせください。

- ①守れている（→「3」へ）
- ②守れていない基準がある（→「2-1」へ）

2-1. 改正改善基準告示で遵守できていない基準をお聞かせください。（複数回答可）  
（※遵守できていないドライバーが1人でもいる場合には選択してください）

- ①1ヵ月の拘束時間（月284時間以内／労使協定により月310時間以内（年6ヵ月まで））
- ②1日の拘束時間（13時間以内、上限15時間、14時間超は週2回までが目安／宿泊を伴う長距離輸送の場合は16時間まで延長可（週2回まで））
- ③1日の休息期間（継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない／宿泊を伴う長距離輸送の場合は継続8時間以上（週2回まで））
- ④運転時間（2日平均1日9時間以内、2週平均1週44時間以内）
- ⑤連続運転時間（4時間以内／運転の中断時には原則として休憩を与える（1回概ね連続10分以上、合計30分以上）10分未満の運転の中断は3回以上連続しない）
- ⑥その他（ ）



## Ⅱ. 属 性

<任意>

- ・ 貴社名
- ・ 回答者名
- ・ メールアドレス

◇今後当協会や行政が実施するアンケート調査をご記入のメールアドレスにお送りさせていただくことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

### 1. 貴社所在地

《 47都道府県から選択 》

### 2. 保有車両台数（被牽引車を除く）及びドライバーの人数

- ・ 保有車両台数 ( ) 台
- ・ 従業員数 ( ) 人、 内ドライバー数 ( ) 人

### 3. 主な輸送品目（最も多いものを1つ選択）

《輸送品目の選択肢から選択》

### 4. 輸送形態（最も多いものを1つ選択）

- ①長距離輸送が主（泊まりがけの運行が多い）
- ②中距離輸送が主（泊まりがけの運行と日帰りの運行が半々程度）
- ③近距離輸送・地場輸送が主（日帰りの運行が多い）
- ④ルート配送が主
- ⑤その他 ( )

### 5. 受注形態（最も多い形態を1つ選択）

- ①真荷主から直接受注（＝元請事業者の立場）
- ②元請事業者（物流子会社を含む）から受注（＝1次下請の立場）
- ③主に2次下請
- ④主に3次下請以下
- ⑤利用運送事業者・取次事業者（元請事業者以外）から受注
- ⑥求荷求車システム、マッチングサイトから受注
- ⑦実態が分からない

以 上